

SOMPO円建て債券ファンド (限定追加型) 2026-03

追加型投信／国内／債券

愛称 ^{えん ぞう} 円蔵 2026-03



お申込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をよくお読みください。

投資信託説明書(交付目論見書)のご提供・お申込みは

設定・運用は

SOMPOアセットマネジメント

SOMPOアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

不透明な時代に、
金利が持つチカラを味方に

円建て債券

BBB格相当以上
(投資適格債*)

*投資適格債とは相対的に信用力が高く、債務不履行(デフォルト)リスクの低い債券のことを指します。R&I(格付投資情報センター)やJCR(日本格付研究所)では、BBB格以上(BBB-も含みます)を「投資適格債」としています。

約5年の信託期間

～ご投資家のみなさまへ～

当ファンドは主として日本企業が発行する円建ての投資適格債を投資対象とし、
安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。
安定的な運用を望まれるご投資家のみなさまにご検討いただきたいファンドです。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色



主として、日本企業が発行する円建て債券（劣後債等を含みます。）に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。



債券への投資にあたっては、取得時においてBBB格相当以上（BBB-も含みます。）の信用格付※もしくはそれらと同等の信用力を有すると判断される債券（投資適格債）を投資対象とします。

※格付は外部の複数の格付会社が付与する格付のうち、最高格付を採用します。



円建て資産のみに投資するため、為替変動リスクはありません。



当ファンドは限定追加型です。
購入のお申込みは2026年3月31日までの間に限定して受け付けます。

《運用プロセス》

1.ユニバースの選定

日本企業が発行する円建て債券（劣後債等を含みます。）が主要投資対象。そのうち、取得時においてBBB格相当以上（BBB-も含みます。）の信用格付を有している債券を選定。

2.クレジットリサーチ

事業分析および定量モデルを用いた財務分析等により、発行体の信用力について総合的な評価を実施。
発行体の信用力評価を踏まえ、個別債券の利回りおよび償還見込みなどを考慮した投資判断を実施。

3.ポートフォリオ構築

発行体を分散した、信用力重視の銘柄選択でポートフォリオを構築。

4.モニタリング

信用リスク等の各種リスクを日次でモニタリング。

《分配の基本方針》 中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

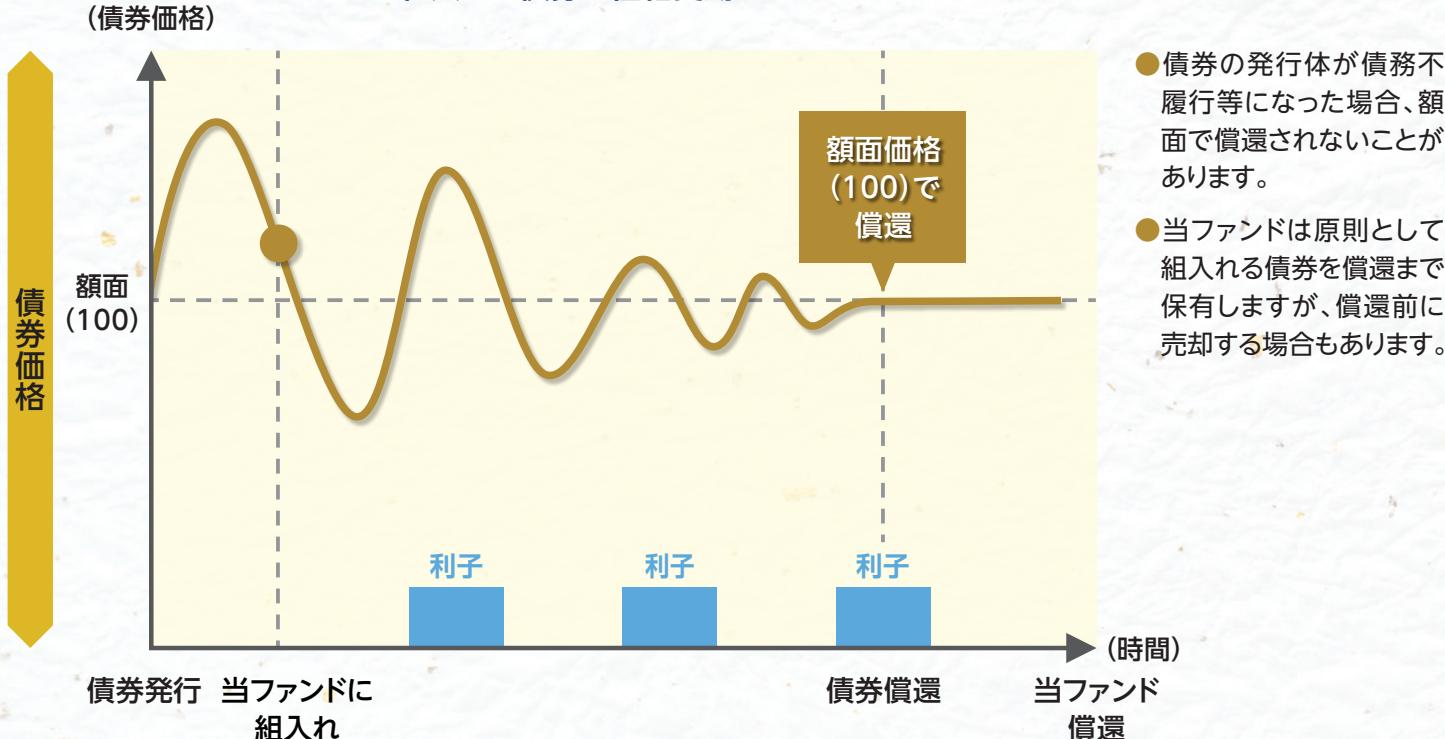
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

約5年以内に償還する債券を持ち切り

■当ファンドでは、主として信託期間(約5年)内に償還が見込まれる債券に投資し、原則として、償還まで保有する「持ち切り運用」を行うことで、ファンド償還時における金利変動リスクの低減を図ります。

■債券の価格は償還に近づくにつれて額面に収束し、安定する傾向があるため、償還まで保有することにより、保有期間中の価格変動にかかわらずリターンを確保することが期待できます。

組入れる債券の価格変動イメージ



※上記はイメージであり当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

当ファンドの基準価額の変動要因について

基準価額の変動要因

=

利子
(金利収入)

プラス要因

±

債券価格の変動による損益*

信託報酬等

マイナス要因



金利の低下
→プラス要因
金利の上昇
→マイナス要因
保有債券の債務不履行等
→マイナス要因



*当ファンドは「持ち切り運用」のため、保有債券が債務不履行等に陥らなければ満期償還時には債券価格の変動の影響は抑制されます。
※上記は基準価額の変動要因のすべてを網羅するものではありません。

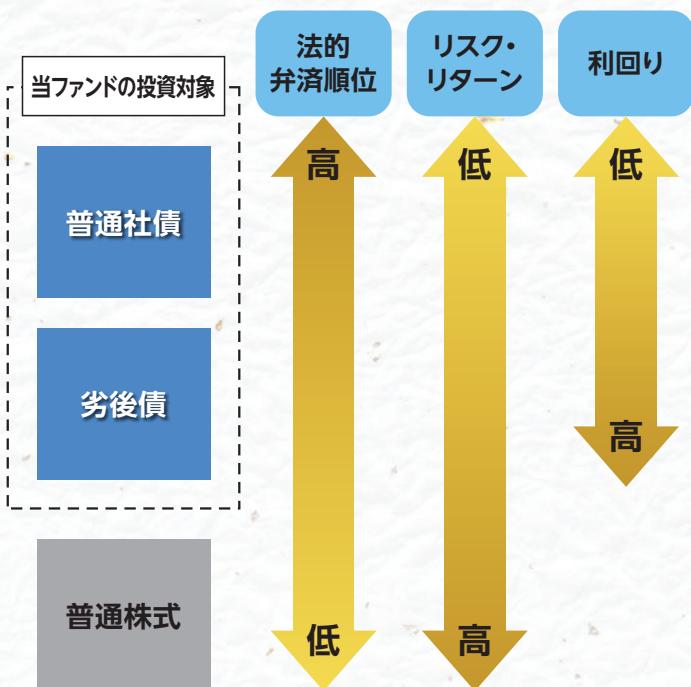
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

劣後債とは

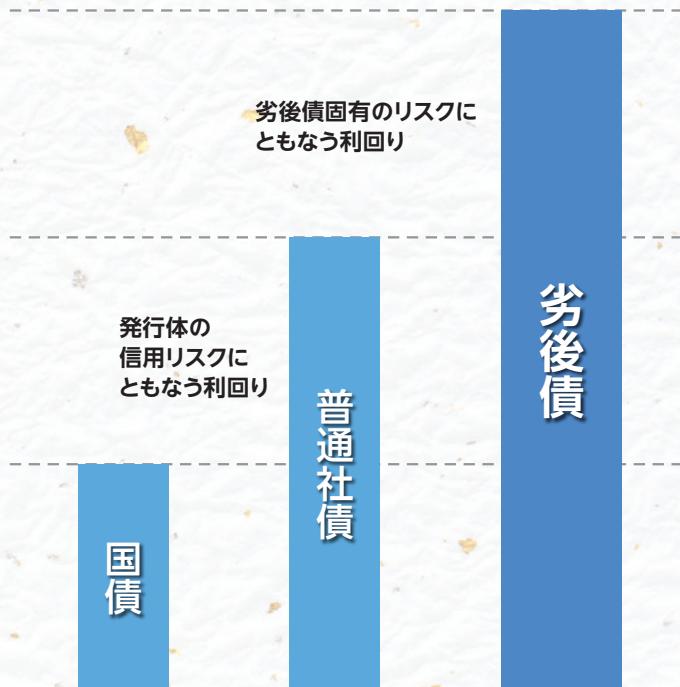
■債券(負債)と株式(資本)の双方の特徴をもち、資金調達のほか、発行体の自己資本比率向上などを目的に発行される債券です。

■発行体が債務不履行等に至った際の法的弁済順位が普通社債よりも劣後するという特徴がある一方、その分、同じ発行体の普通社債に比べて相対的に高い利回りが期待できます。

法的弁済順位と利回り等の関係(イメージ)



劣後債の利回り(イメージ)



●法的弁済順位とは、発行体が債務不履行等に至った場合において、債権者等に対する残余財産の弁済順位をいい、弁済順位の高いものから弁済されます。

●一般的に劣後債は**法的弁済順位が普通社債に比べ低い**(元本と利子の支払いの順位が低い)ため、普通社債に比べ**利回りが相対的に高い**傾向があります。

※償還までの期間を同じものとした時の一般的な利回りの上乗せ分を示したイメージであり、すべてを表すものではありません。

■劣後債は、償還期間が長いもしくは償還期限がないことから、あらかじめ複数の時点で繰上償還ができる条項が付与されていることが一般的であり、初回の繰上償還可能日に償還することが慣例となっています。



繰上償還された場合は額面金額で債券保有者に返済されます。

※上記は債券等の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。

※上記の慣例は作成時点の状況を説明したものであり、将来的に維持・継続されることを示唆あるいは保証するものではありません。劣後債へ投資する場合のリスクについては、P6をご確認ください。

モデルポートフォリオ

下記は2025年12月22日(基準日)時点のモデルポートフォリオであり、実際のポートフォリオを表すものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

平均格付	A
平均残存期間	4.6年



ご参考:信託報酬控除後の実質的な平均最終利回り(イメージ)

$$\text{信託報酬控除前の} \\ \text{平均最終利回り 年率 2.70\%} - \text{信託報酬(税込)} \\ \text{年率 0.627\%} = \text{信託報酬控除後の} \\ \text{実質的な平均最終利回り} \\ \text{年率 2.07\%程度}$$

組入上位10銘柄

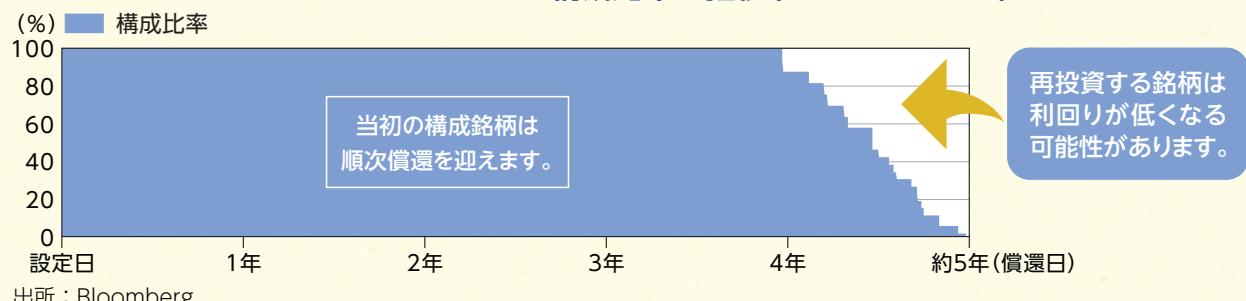
発行体名		種別	クーポン	残存期間	償還日/初回繰上償還可能日	最終利回り(年率)	格付	組入比率	備考
1 楽天グループ		劣後債	4.69%	4.8年	2030/10/23	4.44%	BBB	6.2%	*
2 日本航空		劣後債	3.22%	4.3年	2030/04/16	3.12%	BBB+	6.1%	*
3 ニプロ		劣後債	3.07%	4.6年	2030/07/25	3.20%	BBB	6.1%	*
4 ヒューリック		劣後債	2.10%	4.2年	2030/03/06	2.49%	A	6.0%	*
5 三井住友フィナンシャルグループ		普通社債	1.62%	4.7年	2030/08/29	1.99%	AA	6.0%	*
6 SBIホールディングス		普通社債	1.97%	4.7年	2030/09/18	2.40%	A-	6.0%	
7 東京センチュリー		劣後債	1.66%	4.6年	2030/07/30	2.55%	A+	5.9%	*
8 東京電力パワーグリッド		普通社債	1.08%	4.6年	2030/07/16	2.10%	A	5.8%	
9 イオン		劣後債	1.74%	4.9年	2030/12/02	3.12%	BBB	5.7%	*
10 ソフトバンクグループ		普通社債	3.34%	4.3年	2030/04/24	3.30%	A	4.1%	

出所: Bloomberg

組入銘柄数:23

*最終償還日より前に繰上償還を迎える可能性がある繰上償還条項付の債券です。残存期間、最終利回りは初回繰上償還の可能性がある日(初回繰上償還可能日)を基準に計算しています。市場環境などの要因によって、初回繰上償還可能日における償還が見送られるリスクがあります。

モデルポートフォリオの構成比率の推移(シミュレーション)



出所: Bloomberg

ご留意いただきたい点

- 平均最終利回りは、基準日時点のモデルポートフォリオを構成する各債券を償還まで保有した場合の利回りを加重平均して算出しています。
 - 組入れる債券は、当ファンドの信託期間内に順次償還を迎えるため、上記の平均最終利回りが当ファンドの信託期間中を通して得られるわけではありません。
 - 債券の償還金等について、原則として信託期間内に償還を迎える債券に再投資しますが、再投資する債券は設定当初に投資した債券に比べ利回りが低い可能性があります。
 - また、市況動向や残存期間等によっては、債券に再投資できないことがあります。その場合は短期金融商品等に投資することとなりますが、再投資する短期金融商品は設定当初に投資した債券に比べ利回りが低い可能性があります。
 - その結果、当ファンドの償還が近づくにつれ利回り水準が低下する場合があります。
 - モデルポートフォリオには現金等を含みませんが、実際のファンドの運用においては、若干の現金等を保有するため、ファンドの運用利回り低下の要因となります。
- ※最終利回りは、現在の債券価格で購入し、満期まで保有した場合の平均収益率を指します。具体的には、債券の保有から得られる全ての現金収入の現在価値を計算し、それを債券の現在における価格と等しくする割引率として算出されます。

※モデルポートフォリオはあくまで参考情報の提供を目的としたものであり、当ファンドの実際のポートフォリオや実際の平均最終利回りとは異なります。また、記載銘柄の推奨および個別銘柄の売買の推奨を行ふものではありません。

※平均格付は、外部の複数の格付会社が付与する格付のうち最高格付を採用し、基準日時点において取得可能な最新のものを加重平均したものであり、当該ポートフォリオ自体の信用格付ではありません。

※格付別比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

ファンドの主なリスクと留意点

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

- 当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。 ※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク

債券の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、債券の価格は下落します。組入れている債券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、劣後債は、発行体の経営状況等が著しく悪化した場合、基準価額が一般の社債よりも大きく下落する可能性があります。

信用リスク

債券の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている債券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、債券の価値がなくなることもあります、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

劣後債への投資に伴う固有のリスク

弁済順位について

劣後債は、一般的に法的な債務弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。発行体の倒産や債務不履行があった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体の倒産や国有化などの場合には、劣後債の価値が大きく下落すること、または価値がなくなることもあります、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

繰上償還について

劣後債には、繰上償還条項が設定されているものもあります。発行体の著しい業績悪化、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や、繰上償還されないと見込まれる場合には、劣後債の価格が大きく下落することがあります。

利息の支払いについて

劣後債に利息の支払い繰延条項がある場合、発行体の著しい業績悪化等により、利息の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

元本の削減等について

実質破綻時損失吸収条項が付されている場合、この条項のついた劣後債の発行体が実質的に経営破たんした時には、たとえ劣後事由(一般的に、破産法の適用・会社更生法の適用・民事再生法の適用等を指します。)が生じていなくても元本の削減等が行われます。

制度変更等に関するリスク

将来、劣後債にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドが設定当初に投資した債券が、信託期間中に満期償還される場合、繰上償還される場合、または償還日前に売却される場合には、信託期間内に償還を迎える別の債券に再投資をする場合があります。これらの場合、再投資する債券は設定当初に投資した債券に比べ、利回りが低い可能性があります。

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 2026年2月16日から2026年3月19日まで 継続申込期間 2026年3月23日から2026年3月31日まで ※2026年4月1日以降のお申込みは受け付けません。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
決算日	原則、3月25日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2027年3月25日です。
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
信託期間	2031年3月25日まで(設定日 2026年3月23日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
課税関係	●課税上は株式投資信託として取扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。ただし、当ファンドはNISAの対象ではありません。 ●配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

お客さまにご負担いただく手数料等について

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 1.65%(税抜1.5%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.627%(税抜0.57%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

●当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

委託会社 SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者(登録番号:関東財務局長(金商)第351号)であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。信託財産の運用指図等を行います。

電話:0120-69-5432(受付時間:営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス:<https://www.sompo-am.co.jp/>

受託会社 みずほ信託銀行株式会社

信託財産の保管等を行います。

販売会社 受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関で購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。